

信託財産等における議決権行使基準の改定内容および今後の方針

りそな銀行
アセットマネジメント部

りそな銀行は、「りそなが考える Good なガバナンス」を念頭にコーポレートガバナンス・コードや企業
のガバナンス状況を考慮した行使基準を策定し、適切な議決権行使および建設的な対話・エンゲージメン
トを行うことで、企業のコーポレートガバナンス改善を促し、長期的な株主利益の最大化を目指していま
す。

議決権行使基準については、年1回以上定期的に見直し改定を検討しています。今回、改定した行使基
準の内容について開示するとともに、今後の方向性についてもご報告致します。

1. りそなが考える Good なガバナンス

■中長期的な投資家としてりそなが求めるコーポレートガバナンス像は、各ステークホルダーのバランスを
取りながら、すべてのステークホルダーの価値の総和を最大にしていこうとする姿勢を通じて、各ステー
クホルダーの信頼を高められるようマネジメントできる企業とします。

- ・取締役会が経営陣の執行を監督
- ・取締役会の高い独立性と多様性（過半数が独立性のある社外取締役）
- ・信頼性の高い情報の適時開示
- ・株主に対し平等な権利を保障

2. 今回の主な改定内容（2019年3月に開催される株主総会より適用）

□取締役会の構成

（変更前）

- ・取締役会に社外取締役が2名以上選任されていない場合、反対
但し、社外取締役が1名の場合でも、社外取締役の比率が3分の1以上の場合は賛成

（変更後）

- ・取締役会に独立性のある社外取締役が2名以上選任されていない場合、反対
但し、社外取締役が1名の場合でも、独立性のある社外取締役の比率が3分の1以上の場合は賛成

□取締役選任

(変更前)

・3期連続経常赤字、3期連続最終赤字、3期連続無配（3期連続ROEが5%以上の場合は除く）のいずれかに該当する企業の場合、反対

(変更後)

・3期連続経常赤字、3期連続最終赤字、3期連続無配（3期連続ROEが5%以上の場合は除く）、債務超過のいずれかに該当する企業の場合、反対

□社外取締役および社外監査役の独立性基準

(追加)

・金融商品取引所へ独立役員として届出を行わない場合、合理的かつ納得性ある説明がなければ、その独立性に疑念があると判断します。（現在、適用している独自の独立性基準に追加）

□役員報酬等（退職慰労金）

(変更前)

・社外取締役、監査等委員である取締役、監査役への支払いは反対。但し、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の場合、賛成

(変更後)

・社外取締役、監査等委員である取締役、監査役への支払いは反対。（打ち切り支給であっても反対）

□役員報酬等（株式報酬等）

(変更前)

・社外取締役、監査等委員である取締役に対しては、業績連動報酬ではなく固定報酬として株式で支払う場合、一定範囲内（現金：株式＝1：0.3以内）に限り可とする。

(変更後)

・社外取締役、監査等委員である取締役に対しては、業績連動報酬ではなく固定報酬として株式で支払う場合、過大（原則として、現金：株式＝1：0.3以内、または500万円以下）でなければ賛成します。

□買収防衛策

(変更前)

・必要条件

取締役会に2名かつ20%以上の独立した社外取締役が存在する（存在しない場合、反対）

・スキームの十分条件

取締役会に1/3以上の独立した社外取締役が存在する（存在する場合、スキームの条件はクリア）

(変更後)

・必要条件

取締役会に2名かつ1/3以上の独立した社外取締役が存在する（存在しない場合、反対）

・スキームの十分条件

取締役会に過半数の独立した社外取締役が存在する（存在する場合、スキームの条件はクリア）

3. 今後の方針

・取締役会には高い独立性と多様性が確保されることが重要であると考えています。次のステップとして、取締役会に 1/3 以上の社外取締役が選任されることが望ましいと考えており、行使基準に反映する時期を検討します。また、企業ごとに必要となる取締役会のスキルは異なるため、企業自身が取締役会の多様性や規模に関する考え方を定め、現状の取締役会についてスキルマトリクス等で開示することを促します。その際、ジェンダーや国際性の面についてもどういった考え方を持っているか、その取り組み状況について確認します。

・退任した社長・CEO が相談役・顧問として社会活動や公益的職務などに取り組むことは、コーポレートガバナンスの観点からも意義がある場合があると認識しています。相談役・顧問制度がある企業に対しては、役割の明確化、情報発信、制度の見直し等の取組状況について説明を求めます。

・買収防衛策を継続する場合、その必要性についてより高い独立性のある取締役会で検討されたうえで、合理的かつ明確に説明されるべきであると考えており、行使基準の更なる厳格化を検討します。

・役員報酬に多くの企業が株式報酬（PS、RS）を導入し始めていますが、経営戦略と報酬の関係、業績と報酬の関係が投資家に理解できる十分な開示がなされていない状況であるとの認識であり、対話により開示を促します。

以上